

安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、性別、年齢、障害の有無や国籍などを問わず、誰もが安全・快適に移動できる公共交通機関の利用環境を整備するため、安中市内におけるユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進を目的として交付する安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援補助金（以下「補助金」という。）について、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(※SDGs=Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業は除く。）を営業者をいう。
- (2) タクシー貸与事業者 タクシー事業者にタクシー車両を貸与する者をいう。
- (3) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和6年4月1日付け国自旅第439号）に基づく認定を受けたユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するタクシー事業者又はタクシー貸与事業者とする。

- (1) 安中地区タクシー協議会に加入していること。
- (2) ユニバーサルドライバー研修（ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について（平成30年11月8日国自旅第185号の3）に規定するユニバーサルドライバー研修（以下「UD研修」という。））を運転手に対して年2回以上実施していること。
- (3) 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）1台につき、UD研修を受講した運転手を2名以上配置すること。

(4) 第21条に規定する耐用年数を経るまでの各年度において、安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金ユニバーサルドライバー研修(UD研修)実績報告書(様式第1号)を市長に提出すること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象事業者が行う安中市内においてUDタクシーの導入を目的とした事業(以下「補助事業」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第9条に規定する補助金の交付決定日の属する年度内に事業を完了するもの
- (2) 補助金の交付の決定日の前に事業を実施していないもの

(補助対象車両)

第5条 補助金の交付の対象となる車両は、次の第1号から第3号に掲げる要件をいずれも満たし、かつ、第4号又は第5号のいずれかに掲げる要件を満たした車両とする。

- (1) 安中市内に使用の本拠を置く車両
- (2) 本補助金の交付を過去に受けたことがない車両
- (3) 補助金の交付決定を行った日の属する年度の末日までに国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、新規登録された車両(登録を抹消し

た中古自動車の再登録を除く。)

(4) UDタクシー車両導入に係る国庫補助による当該年度の国土交通大臣の補助交付決定を受けた車両であること。

(5) 前号に準ずるものとして市長が認めた車両
(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、UDタクシーの新車の購入に伴う車両本体及び車載機器類の整備に要する費用とする。

2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、認定レベルが2級又は1級の車両1台につき30万円とし、認定レベルが準1級の車両1台につき20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第2号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(1) 補助対象経費に係る見積書

(2) 車両の価格表(カタログ、その他車両本体価格が確認できるもの。)

(3) ディーラーから発行される国土交通大臣によるUDタクシー認定書の写し

(4) 第5条第4号を適用する車両の場合は、当該UDタクシー車両の導入に係る国庫補助金の交付申請書の写し

(5) 自動車リース見積書及び自動車リース料金算定根拠明細書(申請者がタクシー貸与事業者の場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請書を提出した申請者(以

下「補助決定者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第13条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、前条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助決定者が、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助決定者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還させることができる。ただし、当該補助金の返還期限は、市長が定める期限内とする。

(申請の取下げ)

第11条 補助決定者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第12条 補助決定者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、その内容を審査し、変更後の内容が適当であると認めるときは安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更の場

合については、この限りではない。

(1) 補助金の交付の目的及び条件に反しない計画の変更

(2) 補助対象経費の20%以内の経費の減額変更

2 市長は、前項の規定により計画変更の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助決定者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金中止（廃止）承認・不承認決定通知書（様式第7号）により当該補助決定者に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第14条 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助決定者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長から説明を求められたときは、速やかに安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

2 補助決定者は、補助事業が補助対象事業の年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金実績報告書（様式第9号。以下「報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して1月を経過する日又は当該事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い

日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 車両購入に係る請求書

2 前項の規定にかかわらず、市長の承認を受けたときは、前項に規定する報告書の提出の期日を変更することができる。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けた場合は、当該報告に係る書類を審査し、並びに必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条に基づく承認をした場合は、その承認をされた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援補助金額確定通知書（様式第10号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに安中市ユニバーサルデザインタクシー車両導入補助金交付請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条に規定する請求書の提出を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(取得財産の管理)

第20条 補助金受給者は、補助事業により取得した車両（以下「取得財産という。」）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第21条 補助金受給者は、取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 耐用年数を経過するまでの間に自動車検査証を更新したときは、安中市ユニバーサ

ルデザインタクシー車両導入支援事業補助金自動車検査証更新報告書（様式第12号）に、更新後の自動車検査証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

3 補助金受給者は、第1項に規定する取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ安中市ユニバーサル支援事業補助金に係る財産処分申請書（様式第13号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項に規定する承認をしようとする場合において、当該取得財産を処分することにより、補助金受給者に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の経理等）

第22条 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存するものとする。

（調査）

第23条 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助金受給者に対して報告させ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和16年3月31日限り、効力を失う。